

第7回日本版ナッジ・ユニット連絡会議 議事概要（倫理関係抜粋）

○消費者庁 中村研究専門職

「騙されている感」については、消費者が道を歩いている人から声をかけられて、どこかへ連れていかれ、物を買わされた、というトラブルがあり、勧誘目的が明示されていないことが時々問題になったりする。役所の方で、ナッジを用いた働きかけを行う際も、そういう説明責任であるとか、実験目的を明らかにすることは求められると思う。

「正常な意思決定ができるか」ということが論点の1つになっている。自分たちが何かしらの働きかけを受けているというのを自覚しないまま意志決定を行った場合、それが正常な意志決定と言えるのか。また、明らかに強迫、強く迫られたり、欺罔、騙されたりした場合には、当然正常な意志決定はできない。

実際相談を受けた側として話を聞くと、よくあるのが、本来消費者の側が読んでいなければいけない契約の条項を読んでいないというようなこと。結果として良い方向の商品の選択や意思決定になればよい、というのではなく、契約に至るプロセスとして「きちんと重要な情報を理解した上でそれを行っているのか」というそのプロセスそのものにも価値があると思う。ナッジを行う際には、そういうプロセスのところもきちんと押さえた上でやっていく必要があると思っている。

○京都大学 佐々木特定講師

確かに、ナッジの内容やランダム化されることに拒否感や嫌悪感を覚えない人たちを対象にして検証する、というのがナッジの政策応用を進めるときの一つの方向性としてあると思う。ただ一方で、行政課題として重要なトピックにおいて、ナッジを活用して政策的に行動変容させたい対象というのは、彼ら自身が必ずしも行動変容の必要性を感じておらず、ナッジの提供を受けることにも消極的な態度を示す場合も多いと思う。以前、大竹先生が仰っていたように、ナッジには、本人が理想的な行動だと思っていることを手助けするようなナッジと、本人がまだ気づいていないようなインサイトを引き出して行動を変えるナッジがある。例えば、医療現場で「この状態であれば、必ず診察を受けなければならない状況なのに、なかなか病院に来ない人が多い」というような状況は後者のケースになるが、政策的に重要なトピックには、後者のケースが多いように感じる。ナッジやランダム化に対する現時点での反応を把握して、それを考慮しながら進めることはもちろん極めて重要であるが、仮に反応が芳しくなかった政策的トピックがあったとして、それでもナッジを活用した政策的介入の必要性があるだろうと考えられるときに、それをどのような手続きに則って進めるか、も考えていく必要があるだろう。

○企 クロサカ代表取締役

おせっかいを正当化する、またとりあえず受け入れてもらうために、ソーシャルグッドという概念をあちこちで提唱されていて、Google は例えば AI をソーシャルグッドのために使いますだとか、Microsoft はソーシャルグッドを目指していますということを、海外ではかなり言われている。このソーシャルグッドというのは、パブリックインタレスト、公益とどういう違いがあるのかというのが大きな論点になっている。一つは、グッドと言っているからには価値観を挟んでしまっているだろうということ、やはり「良かれと思って」というところから逃れられていないのではないかとこのあたりは非常に重要な論点になっている。すなわちどこが均衡点になるのか、つまりナッジで必ず出てくるリバタリアンパターンリズム、矛盾する二つの均衡点が一体どこなのか、ということが倫理的課題だろうと考えている。倫理的な問題を解き切るということは相当難しいだろうと、もちろんチャレンジし続けなければいけないが、解けないけれども何とかかなという一つのアプローチの案として、10 頁目の Undo の自由というものを私自身考え始めた。Undo というのは、パソコンを使われる方であればご存知だと思うが、Ctrl+Z 等の、1つ前の時点に戻るといようなことを救済策としてできるのか、つまり、ナッジを事前に抑制するということは難しいかもしれないが、ナッジされた結果に対して、「本当はそういうつもりではなかった」「気分が変わった」ということに対してどのくらい救済ができるのか、事後的な救済がどのくらい確保できるか、ということが一つ議論になっていくのではないかと予測している。実はこれ自体は結構高いハードルで、コンピューターサイエンス的にはできるかもしれないが、実社会で本当に Undo ができるのか、ということがあるので、逆に実社会で Undo ができる領域からナッジを始めていくというのが抑制的なアプローチなのかもしれない、ということもあるが、そうするといきなりハードルが上がってしまうので、実社会における事実上の Undo とは一体何なのか、ということ、私自身ももう少し深めていきたいと思うし、お考えいただける機会があると良いと思う。

○環境省 池本室長補佐

実社会で Undo ができるのか、という議論があるが、最近の例で言うと、銀行預金で 10 年間放置している場合には放置預金・休眠預金として国が使えるようになるが、申請したら返金されるという仕組みもあり、それはまさに Undo の話。